

# 飯田市地球温暖化対策実行計画改訂版骨子（案）の概要

資料No. 3 - 1  
2024.6.5 総務委員会協議会

## 計画の目的

本計画は、気候変動対策に関する国内外の動向を踏まえ、当市の気候変動対策に関する基本的な考え方のほか、市民・事業者・行政等の各主体の協働による取組とそれらの進捗管理の方法を示し、当市の温室効果ガス排出量削減への取組を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。なお、本計画は、上位計画である「21'いいだ環境プラン」の気候変動対策について具体的に定めるものであり、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）第21条第3項に基づく「地域公共団体実行計画（区域施策編）」とする。

## 改訂の目的

2025(令和7)年3月に現行計画が期間満了となること、いいだ未来デザイン2028後期計画がスタートすること、国の環境モデル都市政策が2024（令和6）年度をもって実質的に終了すること、2022（令和4）年度に脱炭素先行地域に選定されたことなど、気候変動問題を取り巻く状況の変化を踏まえ、「ゼロカーボンシティ」の実現に向け、2025(令和7)年4月に改訂する。

## 計画の目標

### ■長期目標

2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを実現する。※継続

### ■中期目標

2030年までに2013年比で50%削減する。

※改訂前：2030年までに2005年比で50%削減

< 基準年度変更理由 >

- ・2005年を基準として推進してきた国の環境モデル都市制度が2024年度で終了予定であること。
- ・国の地球温暖化対策計画の基準年度が2013年とされ、地方公共団体もこれに追従していること。変更することにより、他の自治体との進捗比較が容易となること。



## 計画期間

2025（令和7）年4月～  
「いいだ未来デザイン2028」後期計画終期

## 計画の内容

温対法21条に定めのある事項

- 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項（再エネの普及）
- その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関する活動の促進に関する事項（省エネの推進）
- 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項（生活スタイルなど）
- その区域内における廃棄物等の発生の抑制の促進その他の循環型社会の形成に関する事項（ごみの抑制など）
- 前各号に規定する施策の実施に関する目標

## 検討体制

- ・飯田市環境審議会気候変動対策部会にて詳細な取組内容を検討

## 現行計画

飯田市全域の温暖化対策計画

資料No.3-3  
飯田市地球温暖化対策実行計画  
(第3次飯田市環境モデル都市行動計画)

温対法第21条第3項に規定する地方公共団体実行計画(区域施策編)

飯田市役所事業所としての温暖化対策計画

資料No.3-4  
飯田市地球温暖化防止実行計画

温対法第21条第1項に規定する地方公共団体実行計画(事務事業編)

飯田市全域の気候変動への適応に関する計画

資料No.3-5  
飯田市気候変動適応計画

気候変動適応法第12条に規定する気候変動適応計画

## 気候変動に関する統合計画の検討

理由

- ・事業所としての計画を分野別計画の一部に位置付けることで、事業所における率先垂範の取組として示すことができること
- ・気候変動に関する計画を集約することで煩雑にならず、わかりやすく示すことができること
- ・気候変動に関する緩和策と適応策を併せて示すことで、理解が深まることが期待されること
- ・国でも統合を推奨していること

## 進捗管理

計画の進行管理については、毎年度、本計画における取組の進捗状況や実績について点検・評価するものとする。それらの結果については、飯田市環境審議会に報告し、課題や今後の展開などについて必要な意見や提言を受け、施策への反映を図る。

※現行の飯田市地球温暖化対策実行計画では、内閣府に対して報告していたものを環境モデル都市終了に伴い変更